

第1四半期報告書

本書は、EDINET (Electronic Disclosure for Investors' NETwork) システムを利用して金融庁に提出した第1四半期報告書の記載事項を、紙媒体として作成したものであります。

株式会社アウトソーシング

(E05447)

目 次

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	3
3 【関係会社の状況】	3
4 【従業員の状況】	3
第2 【事業の状況】	4
1 【生産、受注及び販売の状況】	4
2 【事業等のリスク】	5
3 【経営上の重要な契約等】	5
4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	5
第3 【設備の状況】	7
第4 【提出会社の状況】	8
1 【株式等の状況】	8
(1) 【株式の総数等】	8
【株式の総数】	8
【発行済株式】	8
(2) 【新株予約権等の状況】	9
(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】	17
(4) 【ライツプランの内容】	17
(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】	17
(6) 【大株主の状況】	17
(7) 【議決権の状況】	17
【発行済株式】	17
【自己株式等】	17
2 【株価の推移】	18
【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】	18
3 【役員の状況】	18
第5 【経理の状況】	19
1 【四半期連結財務諸表】	20
(1) 【四半期連結貸借対照表】	20
(2) 【四半期連結損益計算書】	22
【第1四半期連結累計期間】	22
(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】	23

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】	25
【表示方法の変更】	25
【簡便な会計処理】	26
【注記事項】	26
【事業の種類別セグメント情報】	28
【所在地別セグメント情報】	28
【海外売上高】	28
【セグメント情報】	29
2 【その他】	33
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	34
レビュー報告書	巻末

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	平成23年5月13日
【四半期会計期間】	第15期第1四半期（自平成23年1月1日至平成23年3月31日）
【会社名】	株式会社アウトソーシング
【英訳名】	OUTSOURCING Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長 土井 春彦
【本店の所在の場所】	静岡県葵区紺屋町17番地の1
【電話番号】	054-266-4888（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理本部長 植松 政臣
【最寄りの連絡場所】	静岡県葵区紺屋町17番地の1
【電話番号】	054-266-4888（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理本部長 植松 政臣
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目8番16号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第14期 前第1四半期連結 累計(会計)期間	第15期 当第1四半期連結 累計(会計)期間	第14期
会計期間	自平成22年 1月1日 至平成22年 3月31日	自平成23年 1月1日 至平成23年 3月31日	自平成22年 1月1日 至平成22年 12月31日
売上高(千円)	6,282,674	7,501,665	28,386,708
経常利益(千円)	207,476	132,011	1,401,318
四半期(当期)純利益又は 四半期純損失()(千円)	111,450	24,193	760,120
純資産額(千円)	2,811,306	3,378,266	3,475,542
総資産額(千円)	9,358,484	10,425,219	10,707,735
1株当たり純資産額(円)	18,755.39	223.19	230.88
1株当たり四半期(当期)純利益金額 又は四半期純損失金額()(円)	755.79	1.67	52.46
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	753.09		52.30
自己資本比率(%)	28.9	30.9	31.1
営業活動による キャッシュ・フロー(千円)	142,149	179,550	765,612
投資活動による キャッシュ・フロー(千円)	260,999	340,281	436,192
財務活動による キャッシュ・フロー(千円)	642,474	4,551	1,121,903
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(千円)	1,395,209	1,879,003	1,713,488
従業員数(人)	6,731	7,436	7,850

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
- 2 従業員数は就業人員であります。
- 3 売上高には、消費税等は含まれておりません。
- 4 第15期第1四半期連結累計(会計)期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。
- 5 平成22年11月15日付で株式1株につき100株に株式分割を行っております。

2【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、株式会社テクノスマイルの株式の一部を売却したことにより持分比率が低下したため、持分法適用の範囲から除外しております。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成23年3月31日現在

従業員数（人）	7,436
---------	-------

(注) 1 従業員数は就業人員であります。

2 時給制・日給制・月給制・年俸制や短期・長期等さまざまな雇用形態が存在しております。

(2) 提出会社の状況

平成23年3月31日現在

従業員数（人）	5,008
---------	-------

(注) 従業員数は就業人員であります。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループの主たる業務は、生産アウトソーシング事業であり、提供するサービスの性格上、生産体制、販売経路の記載と関連づけ難いため、記載を省略しております。

(2) 受注状況

当社グループの主たる業務は、生産アウトソーシング事業であり、提供するサービスの性格上、受注状況の記載につきましても上記(1) 生産実績同様に関連づけ難いため、記載を省略しております。

(3) 販売実績

当第1四半期連結会計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当第1四半期連結会計期間 (自 平成23年1月1日 至 平成23年3月31日)		
	金額(千円)	構成比 (%)	前年同四半期比 (%)
.生産アウトソーシング事業	7,251,581	96.7	20.4
食品関係	440,043	5.9	13.9
電気機器関係	2,159,284	28.8	23.1
輸送用機器関係	2,511,390	33.5	60.5
化学・薬品関係	1,016,290	13.5	0.2
金属関係	84,095	1.1	15.5
その他	1,040,476	13.9	5.4
.管理業務アウトソーシング事業	213,462	2.8	166.3
.その他の事業	36,622	0.5	42.5
合計	7,501,665	100.0	19.4

(注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 事業区分は、事業の種類・性質の類似性を考慮して行っております。

なお、前連結会計年度の第4四半期において、介護事業を営んでおりました㈱ミストラルサービスの全株式を売却し、当該事業から撤退しております。

3 当第1四半期連結会計期間における地域別売上高を主たる地域別に示すと、次のとおりであります。

地域別売上高

地域	当第1四半期連結会計期間 (自 平成23年1月1日 至 平成23年3月31日)		
	金額(千円)	構成比 (%)	前年同四半期比 (%)
北海道・東北・関東	2,266,287	30.2	8.0
東海	3,164,422	42.2	12.5
北陸・甲信越	282,762	3.8	376.9
近畿・中国・九州	1,788,193	23.8	36.4
合計	7,501,665	100.0	19.4

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2【事業等のリスク】

当第1四半期連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、前連結会計年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当第1四半期連結会計期間における、当社グループの主要顧客である国内大手メーカーの生産動向は、円高や政府の景気刺激策の終了により景気の減速も懸念されましたが、中国を中心とする新興国の経済成長が継続する中において輸出が拡大したことや、国内景気が緩やかながらも回復を維持したことにより堅調に推移しました。しかしながら、平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、世界的なサプライチェーンに影響を与える結果となり、メーカーの生産動向の見通しに不透明感を与えました。

当社グループにおきましては、前期からの先行投資拡大による営業体制等の強化により、期首予想を上回る推移で受注を獲得していましたが、震災による影響を受け、売上高は期首予想までには至りませんでした。一方、収益におきましては、震災は当第1四半期連結会計期間終盤での発生ではあったものの、被災地における部品、部材工場等の停滞は全国工場の稼働率に影響を及ぼし、当社グループの外勤社員においても有休の取得や休業補償等の一過性費用が増大しました。

また、当社グループでは、「アウトソーシング」ブランド構築によるコーポレートイメージの向上を、M&Aや海外進出時における優位性に結び付けるブランディング戦略を推進しております。その一環として、平成23年3月1日にJリーグ清水エスパルス公式ユニフォーム左袖部に当社ロゴ及び社名を広告掲出する契約を締結し、従来の清水エスパルスのホームスタジアムである「アウトソーシングスタジアム」とのシナジーによる知名度向上を図っております。

以上の結果、当第1四半期連結会計期間の連結売上高は7,501,665千円（前年同期比19.4%増）、営業利益は90,445千円（前年同期比29.7%減）、経常利益132,011千円（前年同期比36.4%減）、四半期純損失24,193千円（前年同期は四半期純利益111,450千円）となりました。

(生産アウトソーシング事業)

生産アウトソーシング事業につきましては、当社グループの主力事業であり、主要顧客である国内メーカーは、円の高止まりや高い法人税率等による国際競争力の低下が懸念されるなかにおいて、台頭が著しい新興国メーカーとの価格競争に打ち勝つために、更なる製造コスト削減が課題となりました。国内メーカーは、この課題を解決する手段として製造現場の人事施策を、労働者派遣法改正により禁止リスクが内在する製造派遣から、雇用の流動化と生産効率の向上が図れる製造請負にニーズを移行させました。

しかし製造請負は、単に労働者を供給する製造派遣とは違い、受ける業者側にメーカー並みの生産技術等の経営資源を要するため、製造請負を受託できる業者は限られております。当社グループは、従来より製造請負を推進し、請負体制を構築してきた製造請負業界におけるリーディングカンパニーであり、更に前期より、同業他社が不況に伴い事業体制を縮小するなかにおいて、先行投資を拡大し営業体制及び採用体制等を拡大してきたことにより、震災による影響を受けるまでは、期首予想を上回る推移で受注を獲得することができました。

一方、平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、世界的なサプライチェーンに影響を与え足元の生産動向に不透明感を与えており、未だ、リーマンショックによる大不況の影響から回復途上である生産アウトソーシング業者の淘汰をも進行させました。

通期業績においては、足元の震災による影響及び外勤社員の有休取得や休業補償等による一過性費用の影響を受けますが、下期にかけ、震災による減産の反動と復興需要による人材ニーズの拡大を背景に、同業他社に先駆けた先行投資による効果と相まって、業界淘汰を勝ち抜くことで業績の急拡大が見込まれます。

以上の結果、売上高は7,251,581千円（前年同期比20.4%増）、営業利益は46,240千円（前年同期比59.0%減）となりました。

(管理業務アウトソーシング事業)

管理業務アウトソーシング事業につきましては、株式会社ORJを中心に、派遣社員をメーカー直接雇用の期間社員に切替えたメーカーに対し、期間社員の採用代行業務から労務管理や社宅管理等までに至る管理業務を一括で受託するサービスを提供しております。

当第1四半期連結会計期間におきましては、派遣法改正案による製造派遣の禁止リスクにより、メーカーは前期より引き続き、増産に対する人事施策を製造派遣からメーカー直接雇用の期間社員へシフトするケースが相応に増加し、これにより、期間社員の採用前には採用代行業務、採用後には管理業務委託のニーズが拡大しました。

このニーズの拡大に対し、採用代行業務には生産アウトソーシング業者としての採用ノウハウに加え、全国において短期間での大規模採用を可能にするため、採用拠点の増加による採用ネットワークの強化に努めることで、同業他社との差別化を図りました。

また、管理業務には、その業務範囲は広範にわたり、特に寮の管理などでは従来の生産アウトソーシング業者としてのノウハウを超える事業インフラが必要であります。このため、当社は、株式会社リロケーション・ジャパンとの合弁で株式会社ORJを設立することにより、当社グループの持つ労務管理ノウハウと株式会社リロケーション・ジャパンの有する寮等の不動産に関する業務を軽減させるりロ補償（ビジネスモデル特許）などの高付加価値な不動産関連サービスを同時に提供することを可能にしました。その結果、管理業務受託市場において同業他社との差別化を図っております。

管理業務アウトソーシング事業においては、震災の影響も受けましたが、この2つのニーズの拡大に対して、当社グループ独自の明確な差別化戦略による付加価値により、営業利益率を38.6%に向上させ、震災からの受注回復時における収益性の向上にも見通しをつけました。

以上の結果、売上高は213,462千円（前年同期比166.3%増）、営業利益は82,391千円（前年同期比801.9%増）となりました。

(その他の事業)

その他の事業につきましては、株式会社アウトソーシングセントラルにおいて、レースを中心とした自動車用高性能部品等の開発製造販売を行っております。当第1四半期連結会計期間におきましては、前期より、ガソリン車からハイブリッドを中心としたエコカーへシフトする環境への対応を整備したため、順調に推移しました。

以上の結果、売上高は36,622千円（前年同期比42.5%減）、営業利益は827（前年同期比84.6%減）千円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は、前連結会計年度末に比べ165,514千円増加し1,879,003千円となりました。

当第1四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況及びこれらの要因は以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第1四半期連結会計期間における営業活動による資金の減少は179,550千円（前年同期は142,149千円の資金の増加）となりました。これは、売上債権の減少や仕入債務の増加等があったものの、法人税等の支払い等があったことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第1四半期連結会計期間における投資活動による資金の増加は340,281千円（前年同期は260,999千円の資金の増加）となりました。これは、前期子会社株式の売却による未収入金の回収等によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第1四半期連結会計期間における財務活動による資金の増加は4,551千円と（前年同期は642,474千円の資金の減少）となりました。これは、借入による収入等によるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因及び経営戦略の現状と見直し

当第1四半期連結会計期間において、経営成績に重要な影響を与える要因に重要な変更はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	32,000,000
計	32,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成23年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成23年5月13日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	15,566,200	15,566,200	大阪証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	単元株式数 100株 (注)1
計	15,566,200	15,566,200		

(注)1 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。

- 2 「提出日現在発行数」欄には、平成23年5月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は次のとおりであります。

平成18年3月30日定時株主総会決議（第3回）

	第1四半期会計期間末現在 (平成23年3月31日)
新株予約権の数	1,010個 (注)3
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	101,000株 (新株予約権1個当たり100株)(注)1、3、4
新株予約権の行使時の払込金額	573円 (注)4
新株予約権の行使期間	平成20年9月1日から 平成23年8月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 573円 (注)2、4 資本組入額 287円
新株予約権の行使の条件	1 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)が当社または当社の子会社の取締役、監査役または従業員等の地位(以下「権利行使資格」という。)を失ったときは、新株予約権を行使できない。ただし、権利行使資格喪失後における権利行使を認めることが相当であると、当社取締役会の決議によりその旨を承認した場合には、前項に定める権利行使の期間に限り行使できる。また、新株予約権者が死亡した場合は、その者の相続人は新株予約権を行使することができる。 2 その他の権利行使の条件は平成18年3月30日開催の定時株主総会及び平成18年4月26日開催の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権については、譲渡・質入れその他の処分をすることはできない。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2 新株予約権発行後、時価を下回る価額での新株式の発行または自己株式の処分をするとき(新株予約権または新株予約権付社債の行使による新株の発行及び新株の発行に代えた自己株式の移転は除く。)は、未行使の新株予約権の1株当たりの払込金額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。なお、算式中「既発行株式数」には新株発行等の前において当社が保有する自己株式数は含まない。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{新規発行(処分)前の株式の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

また、当社が株式分割・併合を行うときは、1株当たりの払込金額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

3 新株予約権の数は、平成18年3月30日開催の株主総会決議及び平成18年4月26日開催の取締役会決議に基づいて発行された新株予約権の数から、退職等により権利を喪失した新株予約権の数を控除した数であります。

4 平成22年11月15日付にて、普通株式1株につき100株の割合で株式分割をしております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権は次のとおりであります。
平成19年3月29日定時株主総会決議（第5回）

	第1四半期会計期間末現在 (平成23年3月31日)
新株予約権の数	300個 (注)3
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	30,000株 (新株予約権1個当たり100株) (注)1、3、4
新株予約権の行使時の払込金額	521円 (注)4
新株予約権の行使期間	平成21年9月1日から 平成24年8月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 521円 (注)2、4 資本組入額 261円
新株予約権の行使の条件	1 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)が当社または当社の子会社の取締役、監査役もしくは従業員等の地位を失ったときは、新株予約権を行使できない。ただし、新株予約権者の退任または退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。また、新株予約権者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を行使することができる。 2 その他の権利行使の条件は平成19年3月29日開催の定時株主総会及び平成19年7月31日開催の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権については、譲渡・質入れその他の処分をすることはできない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注)1 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2 当社が新株予約権発行後、時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使による場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じた1円未満の端数は切り上げる。

なお、算式中における「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数}}{\text{新規発行(処分)前の株式の時価}} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

また、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じた1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

3 新株予約権の数は、平成19年3月29日開催の株主総会決議及び平成19年7月31日開催の取締役会決議に基づいて発行された新株予約権の数から、退職等により権利を喪失した新株予約権の数を控除した数であります。

4 平成22年11月15日付にて、普通株式1株につき100株の割合で株式分割をしております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

	第1四半期会計期間末現在 (平成23年3月31日)
新株予約権の数	935個 (注)3
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	93,500株 (新株予約権1個当たり100株) (注)1,3,4
新株予約権の行使時の払込金額	521円 (注)4
新株予約権の行使期間	平成21年9月1日から 平成24年8月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 521円 (注)2,4 資本組入額 261円
新株予約権の行使の条件	1 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)が当社または当社の子会社の取締役、監査役もしくは従業員等の地位を失ったときは、新株予約権を行使できない。ただし、新株予約権者の退任または退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。また、新株予約権者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を行使することができる。 2 その他の権利行使の条件は平成19年3月29日開催の定時株主総会及び平成19年7月31日開催の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権については、譲渡・質入れその他の処分をすることはできない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注)1 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2 当社が新株予約権発行後、時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使による場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じた1円未満の端数は切り上げる。

なお、算式中における「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{新規発行(処分)前の株式の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

また、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じた1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

3 新株予約権の数は、平成19年3月29日開催の株主総会決議及び平成19年7月31日開催の取締役会決議に基づいて発行された新株予約権の数から、退職等により権利を喪失した新株予約権の数を控除した数であります。

4 平成22年11月15日付にて、普通株式1株につき100株の割合で株式分割をしております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

	第1四半期会計期間末現在 (平成23年3月31日)
新株予約権の数	765個 (注)3
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	76,500株 (新株予約権1個当たり100株) (注)1、3、4
新株予約権の行使時の払込金額	588円 (注)4
新株予約権の行使期間	平成22年10月1日から 平成25年9月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 588円 (注)2、4 資本組入額 294円
新株予約権の行使の条件	1 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)が当社または当社の子会社の取締役、監査役もしくは従業員等の地位を失ったときは、新株予約権を行使できない。ただし、新株予約権者の退任または退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。また、新株予約権者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を行使することができる。 2 その他の権利行使の条件は平成20年3月28日開催の定時株主総会及び平成20年8月18日開催の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権については、譲渡・質入れその他の処分をすることはできない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注)1 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2 当社が新株予約権発行後、時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使による場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じた1円未満の端数は切り上げる。

なお、算式中における「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{新規発行(処分)前の株式の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

また、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じた1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

3 新株予約権の数は、平成20年3月28日開催の株主総会決議及び平成20年8月18日開催の取締役会決議に基づいて発行された新株予約権の数から、退職等により権利を喪失した新株予約権の数を控除した数であります。

4 平成22年11月15日付にて、普通株式1株につき100株の割合で株式分割をしております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

	第1四半期会計期間末現在 (平成23年3月31日)
新株予約権の数	147個 (注)3
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	44,100株 (新株予約権1個当たり300株) (注)1、3、4
新株予約権の行使時の払込金額	402円 (注)4
新株予約権の行使期間	平成21年3月1日から 平成27年9月26日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 134円 (注)2、4 資本組入額 67円
新株予約権の行使の条件	1 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役及び従業員の地位にあることを要するものとする。また、新株予約権者が死亡した場合は、その相続人が新株予約権を行使できるものとする。 2 その他の権利行使の条件は、平成21年1月28日開催の臨時株主総会において承認された株式会社フリーワークとの「合併契約書」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権については、譲渡・質入れその他の処分をすることはできない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注)1 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端株が生じた場合は、端株については端株原簿に記載し残余についてはこれを切り捨てるものとする。

調整後目的株式数 = 調整前目的株式数 × 分割・併合の比率

- 2 当社が時価を下回る価額で募集株式を発行(新株予約権(新株予約権付社債も含む。))の行使による場合及び当社の普通株式に転換できる証券の転換による場合を除く。)する場合、または当社が時価を下回る価額で自己株式を処分する場合(以下の算式において、新規発行には処分も含むものとし、その場合の1株当たり払込金額は1株当たり処分価額と読み替えるものとする。)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じた1円未満の端数は切り上げる。

なお、算式中の既発行株式数には当社が保有する自己株式の数を含まない。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{新株式発行前の株式の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じた1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- 3 新株予約権の数は、平成21年1月28日開催の臨時株主総会において承認された株式会社フリーワークとの「合併契約書」に基づき、当社が継承した新株予約権の数から、退職等により権利を喪失した新株予約権の数を控除した数であります。
- 4 平成22年11月15日付にて、普通株式1株につき100株の割合で株式分割をしております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

	第1四半期会計期間末現在 (平成23年3月31日)
新株予約権の数	121個 (注)3
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	36,300株 (新株予約権1個当たり300株) (注)1、3、4
新株予約権の行使時の払込金額	954円 (注)4
新株予約権の行使期間	平成22年6月18日から 平成30年6月17日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 318円 (注)2、4 資本組入額 159円
新株予約権の行使の条件	1 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役及び従業員の地位にあることを要するものとする。また、新株予約権者が死亡した場合は、その相続人が新株予約権を行使できるものとする。 2 その他の権利行使の条件は、平成21年1月28日開催の臨時株主総会において承認された株式会社フリーワークとの「合併契約書」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権については、譲渡・買入れその他の処分をすることはできない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注)1 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端株が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後目的株式数 = 調整前目的株式数 × 分割・併合の比率

- 2 当社が時価を下回る価額で募集株式を発行(株式の無償割当てによる株式の発行及び自己株式を交付する場合を含み、新株予約権(新株予約権付社債も含む。)の行使による場合及び当社の普通株式に転換できる証券の転換による場合を除く。)する場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じた1円未満の端数は切り上げる。

なお、算式中の既発行株式数は、上記の株式の発行の効力発生日の前日における当社の発行済株式総数から、当該時点における当社の保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合、「新規発行株式数」を「処分する自己株式の数」に、「新株式発行前の株価」を「処分前の株価」にそれぞれ読み替えるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{新株式発行前の株式の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じた1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- 3 新株予約権の数は、平成21年1月28日開催の臨時株主総会において承認された株式会社フリーワークとの「合併契約書」に基づき、当社が継承した新株予約権の数から、退職等により権利を喪失した新株予約権の数を控除した数であります。

- 4 平成22年11月15日付にて、普通株式1株につき100株の割合で株式分割をしております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

	第1四半期会計期間末現在 (平成23年3月31日)
新株予約権の数	650個 (注)3
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	65,000株 (新株予約権1個当たり100株) (注)1, 3, 4
新株予約権の行使時の払込金額	686円 (注)4
新株予約権の行使期間	平成23年11月1日から 平成26年10月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 686円 (注)2, 4 資本組入額 343円
新株予約権の行使の条件	1 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)が当社または当社子会社の取締役、監査役もしくは従業員等の地位を失ったときは、新株予約権を行使できない。ただし、新株予約権者の退任または退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めめた場合は、この限りではない。また、新株予約権者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を行使することができる。 2 その他の権利行使の条件は平成21年3月27日開催の定時株主総会及び平成21年9月14日開催の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権者は本新株予約権を譲渡し、または本新株予約権に担保を設定することができない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注)1 当社が株式分割(株式無償割当ての場合を含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数の調整を行う。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端株はこれを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の割合

2 当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使による場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じた1円未満の端数は切り上げる。

なお、算式中の「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{新株式発行前の株式の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じた1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

3 新株予約権の数は、平成21年3月27日開催の株主総会決議及び平成21年9月14日開催の取締役会決議に基づいて発行された新株予約権の数から、退職等により権利を喪失した新株予約権の数を控除した数であります。

4 平成22年11月15日付にて、普通株式1株につき100株の割合で株式分割をしております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

	第1四半期会計期間末現在 (平成23年3月31日)
新株予約権の数	2,000個 (注)3
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	200,000株 (新株予約権1個当たり100株) (注)1,3
新株予約権の行使時の払込金額	408円
新株予約権の行使期間	平成25年3月1日から 平成28年2月29日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 408円 (注)2 資本組入額 204円
新株予約権の行使の条件	1 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)が当社または当社子会社の取締役、監査役もしくは従業員等の地位を失ったときは、新株予約権を行使できない。ただし、新株予約権者の退任または退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。また、新株予約権者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を行使することができる。 2 その他の権利行使の条件は平成22年3月26日開催の定時株主総会及び平成23年1月14日開催の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権者は本新株予約権を譲渡し、または本新株予約権に担保を設定することができない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注)1 当社が株式分割(株式無償割当ての場合を含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数の調整を行う。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端株はこれを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の割合}$$

2 当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使による場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じた1円未満の端数は切り上げる。

なお、算式中の「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{新株式発行前の株式の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じた1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

3 新株予約権の数は、平成22年3月26日開催の株主総会決議及び平成23年1月14日開催の取締役会決議に基づいて発行された新株予約権の数から、退職等により権利を喪失した新株予約権の数を控除した数であります。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
自 平成23年1月1日 至 平成23年3月31日 (注)	19,200	15,566,200	1,286	485,202	1,286	596,002

(注) 新株予約権の行使による増加であります。

(6) 【大株主の状況】

大量保有報告書の写しの送付がなく、当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成22年12月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成22年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 1,139,500		
完全議決権株式(その他)	普通株式 14,407,100	144,071	
単元未満株式	普通株式 400		
発行済株式総数	15,547,000		
総株主の議決権		144,071	

【自己株式等】

平成22年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式 数の合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
(株)アウトソーシング	静岡市葵区紺屋町 17番地の1	1,139,500		1,139,500	7.3
計		1,139,500		1,139,500	7.3

2【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成23年 1月	2月	3月
最高(円)	463	595	610
最低(円)	333	450	279

(注) 株価は、大阪証券取引所 J A S D A Q (スタンダード) におけるものであります。

3【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。

退任役員

役名	職名	氏名	退任年月日
専務取締役		佐野 美樹	平成23年 4月27日

第5【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第1四半期連結会計期間（平成22年1月1日から平成22年3月31日まで）及び前第1四半期連結累計期間（平成22年1月1日から平成22年3月31日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第1四半期連結会計期間（平成23年1月1日から平成23年3月31日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成23年1月1日から平成23年3月31日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期連結会計期間（平成22年1月1日から平成22年3月31日まで）及び前第1四半期連結累計期間（平成22年1月1日から平成22年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表並びに当第1四半期連結会計期間（平成23年1月1日から平成23年3月31日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成23年1月1日から平成23年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
 (1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成23年3月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,905,613	1,731,399
受取手形及び売掛金	3,901,251	4,182,469
仕掛品	10,911	27,012
原材料及び貯蔵品	54,439	51,542
その他	854,406	963,912
貸倒引当金	7,844	7,978
流動資産合計	6,718,778	6,948,358
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	1,181,216	1,192,741
その他(純額)	877,731	882,881
有形固定資産合計	¹ 2,058,948	¹ 2,075,622
無形固定資産		
のれん	555,616	599,404
その他	100,677	100,339
無形固定資産合計	656,293	699,743
投資その他の資産	988,453	981,112
固定資産合計	3,703,695	3,756,479
繰延資産	2,745	2,898
資産合計	10,425,219	10,707,735
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	50,455	16,987
短期借入金	1,869,881	1,689,874
未払金	1,699,458	1,611,502
未払法人税等	103,162	709,322
賞与引当金	332,268	83,133
その他	1,211,264	1,224,508
流動負債合計	5,266,490	5,335,328
固定負債		
社債	144,500	163,750
長期借入金	756,552	817,365
退職給付引当金	357,060	365,763
負ののれん	427,546	465,939
その他	94,803	84,045
固定負債合計	1,780,462	1,896,864
負債合計	7,046,953	7,232,193

(単位：千円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成23年3月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年12月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	485,202	483,916
資本剰余金	881,373	880,086
利益剰余金	2,241,075	2,350,588
自己株式	391,094	391,094
株主資本合計	3,216,556	3,323,496
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	4,708	4,526
為替換算調整勘定	1,334	1,615
評価・換算差額等合計	3,374	2,911
新株予約権	61,626	53,693
少数株主持分	96,708	95,441
純資産合計	3,378,266	3,475,542
負債純資産合計	10,425,219	10,707,735

(2)【四半期連結損益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)
売上高	6,282,674	7,501,665
売上原価	4,999,959	6,044,398
売上総利益	1,282,715	1,457,266
販売費及び一般管理費	¹ 1,154,081	¹ 1,366,820
営業利益	128,633	90,445
営業外収益		
受取利息	1,329	1,020
不動産賃貸料	66,512	74,399
負ののれん償却額	38,187	35,507
助成金収入	35,785	-
その他	20,702	21,605
営業外収益合計	162,518	132,532
営業外費用		
支払利息	10,859	6,772
不動産賃貸原価	69,202	78,731
その他	3,613	5,463
営業外費用合計	83,675	90,967
経常利益	207,476	132,011
特別損失		
固定資産除売却損	-	14,272
関係会社株式売却損	-	10,023
災害による損失	-	32,269
和解金	-	11,200
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	5,832
特別損失合計	-	73,597
税金等調整前四半期純利益	207,476	58,413
法人税、住民税及び事業税	115,401	95,576
法人税等調整額	18,920	15,622
法人税等合計	96,481	79,954
少数株主損益調整前四半期純損失()	-	21,540
少数株主利益又は少数株主損失()	455	2,653
四半期純利益又は四半期純損失()	111,450	24,193

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	207,476	58,413
減価償却費	54,812	57,564
災害損失	-	32,269
和解金	-	11,200
のれん償却額	29,823	40,902
負ののれん償却額	38,187	35,507
貸倒引当金の増減額(は減少)	-	134
賞与引当金の増減額(は減少)	114,390	249,135
退職給付引当金の増減額(は減少)	995	8,702
受取利息及び受取配当金	1,367	1,047
支払利息	10,859	6,772
固定資産除売却損益(は益)	-	14,272
関係会社株式売却損益(は益)	-	10,023
売上債権の増減額(は増加)	281,956	281,230
たな卸資産の増減額(は増加)	3,658	13,203
仕入債務の増減額(は減少)	103,939	129,296
未払消費税等の増減額(は減少)	204,736	40,322
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	5,832
その他	193,754	389,032
小計	215,427	516,017
利息及び配当金の受取額	1,368	26
利息の支払額	10,672	7,883
災害損失の支払額	-	3,287
法人税等の支払額	63,973	684,376
法人税等の還付額	-	6
営業活動によるキャッシュ・フロー	142,149	179,550
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	41,167	38,700
定期預金の払戻による収入	315,580	30,000
有形固定資産の取得による支出	5,221	13,849
無形固定資産の取得による支出	5,935	11,055
有形固定資産の除却による支出	-	2,711
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	4,902	-
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	-	380,000
関係会社株式の売却による収入	-	6,000
貸付けによる支出	240	16,114
貸付金の回収による収入	7,113	125
敷金及び保証金の差入による支出	15,056	31,957
敷金及び保証金の回収による収入	9,584	26,140
保険積立金の積立による支出	18	811
保険積立金の解約による収入	65	13,216
その他	1,199	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	260,999	340,281

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	495,000	206,600
長期借入れによる収入	326,545	300,000
長期借入金の返済による支出	172,745	387,406
社債の償還による支出	34,250	34,250
株式の発行による収入	-	2,572
自己株式の取得による支出	172,391	-
配当金の支払額	95,890	81,360
少数株主への配当金の支払額	-	1,385
その他	1,257	218
財務活動によるキャッシュ・フロー	642,474	4,551
現金及び現金同等物に係る換算差額	-	230
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	239,324	165,514
現金及び現金同等物の期首残高	1,634,534	1,713,488
現金及び現金同等物の四半期末残高	¹ 1,395,209	¹ 1,879,003

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成23年1月1日 至 平成23年3月31日)
1. 持分法の適用に関する事項の変更	<p>持分法適用関連会社 持分法適用関連会社の変更 当第1四半期連結会計期間において、株式会社テクノスマイルの株式の一部を売却したことにより持分比率が低下したため、持分法適用の範囲から除外しております。 変更後の持分法適用関連会社の数 0社</p>
2. 会計処理基準に関する事項の変更	<p>資産除去債務に関する会計基準の適用 当第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。 これにより、営業利益及び経常利益はそれぞれ588千円、税金等調整前四半期純利益は6,421千円減少しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は26,696千円であります。 なお、「資産除去債務」(当第1四半期連結会計期間末残高 26,805千円)は、重要性が乏しいため、固定負債の「その他」に含めて表示しております。</p>

【表示方法の変更】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成23年1月1日 至 平成23年3月31日)
(四半期連結貸借対照表関係)	<p>前第1四半期連結会計期間末において、固定負債の「引当金」に含めていた「退職給付引当金」は、負債及び純資産の合計の100分の1を超えたため、当第1四半期連結会計期間より区分掲記することとしております。 なお、前第1四半期連結会計期間の固定負債の「引当金」に含まれる「退職給付引当金」は69,640千円であります。</p>
(四半期連結損益計算書関係)	<p>「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づく財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用により、当第1四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純損失」の科目で表示しております。</p>

【簡便な会計処理】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成23年1月1日 至 平成23年3月31日)
1. 固定資産の減価償却費の算定方法	定率法を採用している資産については、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成23年3月31日)	前連結会計年度末 (平成22年12月31日)
1 有形固定資産の減価償却累計額は、1,040,562千円 であります。	1 有形固定資産の減価償却累計額は、1,004,140千円 であります。

(四半期連結損益計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自 平成22年1月1日 至 平成22年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成23年1月1日 至 平成23年3月31日)
1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は 次のとおりであります。	1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は 次のとおりであります。
給与手当 458,426千円	給与手当 485,436千円
賞与引当金繰入額 12,289千円	賞与引当金繰入額 28,629千円
退職給付費用 2,972千円	退職給付費用 5,432千円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自 平成22年1月1日 至 平成22年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成23年1月1日 至 平成23年3月31日)
1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸 借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年3月31日現在) (千円)	1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸 借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成23年3月31日現在) (千円)
現金及び預金勘定 1,546,750	現金及び預金勘定 1,905,613
預入期間が3か月を超える 定期預金及び定期積金 151,540	預入期間が3か月を超える 定期預金及び定期積金 26,610
現金及び現金同等物 1,395,209	現金及び現金同等物 1,879,003

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成23年3月31日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成23年1月1日至平成23年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 15,566,200株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 1,139,500株

3. 新株予約権の四半期連結会計期間末残高

ストックオプションとしての新株予約権 61,626千円(親会社)

(注)第10回及び第11回の新株予約権は、権利行使することができる期間の初日が到来しておりません。

4. 配当に関する事項

(1)配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年3月29日 定時株主総会	普通株式	103,878	7.21	平成22年12月31日	平成23年3月30日	利益剰余金

(2)基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間末後となるもの
該当事項はありません。

5. 株主資本の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成22年1月1日至平成22年3月31日)

	生産 アウトソー シング事業 (千円)	管理業務 アウトソー シング事業 (千円)	介護事業 (千円)	その他の 事業 (千円)	計 (千円)	消去 又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高							
(1) 外部顧客に 対する売上高	6,020,617	80,152	118,264	63,639	6,282,674		6,282,674
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	111,685				111,685	111,685	
計	6,132,302	80,152	118,264	63,639	6,394,359	111,685	6,282,674
営業利益	112,857	9,134	28,065	5,361	155,419	26,785	128,633

(注) 1 事業区分は、事業の種類・性質の類似性を考慮して行っております。

2 各事業の主な内容

- (1) 生産アウトソーシング事業・・・当社、(株)モルティ、(株)アウトソーシングセントラル、(株)アネブル、(株)ヤストモ、(株)アールピーエム、(株)トライアングル、(株)エスティエス、エルゼクス(株)、REVSONIC-ES(株)、(株)アストロン、聖翔(株)及び(株)大生エンジニアリングにてメーカーの製造工程外注化に対応するサービス及びメーカーの設計・開発・実験・評価工程への高度な技術・ノウハウを提供するサービスを業務請負または人材派遣にて提供しております。
- (2) 管理業務アウトソーシング事業・・・(株)ORJ及び(株)アウトソーシングセントラルにてメーカーが直接雇用する社員の採用代行、労務管理及び社宅管理を一括で受託するサービスの提供を行っております。
- (3) 介護事業・・・(株)ミストラルサービスにて居宅介護支援、訪問介護、訪問入浴介護、通所介護、ホームヘルパー養成研修等の在宅介護サービスを中心とした事業を行っております。
- (4) その他の事業・・・(株)アネブルにてレースを中心とした自動車用高性能部品等の開発製造販売を行っております。
また、わらべうた(株)にてベビーシッティング業務・ホームシッター業務を行っております。

【所在地別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成22年1月1日至平成22年3月31日)

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び支店がないため、該当事項はありません。

【海外売上高】

前第1四半期連結累計期間(自平成22年1月1日至平成22年3月31日)

海外売上高が連結売上高の10%未満のため、海外売上高の記載を省略しております。

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、事業の内容別に区分されたセグメントから構成されており、「生産アウトソーシング事業」及び「管理業務アウトソーシング事業」の2つを報告セグメントとしております。

「生産アウトソーシング事業」では、当社、(株)アウトソーシングセントラル、(株)ニッソーサービス、聖翔(株)、(株)アルピーエム、(株)トライアングル、エルゼクス(株)、OSセミテック(株)、(株)エステイエス、REVSONIC-ES(株)、(株)アストロン、(株)大生エンジニアリング及び奥拓索幸(上海)企業管理服务有限公司にてメーカーの製造工程外注化に対応するサービス及びメーカーの設計・開発・実験・評価工程への高度な技術・ノウハウを提供するサービスを業務請負または人材派遣にて提供しております。

「管理業務アウトソーシング事業」では、(株)ORJ及び(株)アウトソーシングセントラルにてメーカーが直接雇用する社員の採用代行、労務管理及び社宅管理を一括で受託するサービスの提供を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第1四半期連結累計期間(自平成23年1月1日至平成23年3月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント			その他の事業 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	生産 アウトソー シング事業	管理業務 アウトソー シング事業	計				
売上高							
(1) 外部顧客への売上高	7,251,581	213,462	7,465,043	36,622	7,501,665		7,501,665
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	120,560	925	121,485		121,485	121,485	
計	7,372,141	214,387	7,586,528	36,622	7,623,150	121,485	7,501,665
セグメント利益	46,240	82,391	128,632	827	129,460	39,014	90,445

(注)1 「その他の事業」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、(株)アウトソーシングセントラルにてレースを中心とした自動車用高性能部品等の開発製造販売を行っております。

2 セグメント利益の調整額 39,014千円は、のれんの償却額 40,902千円、セグメント間取引1,888千円であります。

3 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行なっております。

(追加情報)

当第1四半期連結会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

(金融商品関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成23年3月31日)

金融商品で時価のあるものが、事業の運営において重要なものでなく、かつ、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められないため、記載を省略しております。

(有価証券関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成23年3月31日)

その他有価証券で時価のあるものが、事業の運営において重要なものでなく、かつ、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められないため、記載を省略しております。

(デリバティブ取引関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成23年3月31日)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当第1四半期連結会計期間(自平成23年1月1日至平成23年3月31日)

四半期連結財務諸表への影響額は、重要性が乏しいため記載を省略しております。

(企業結合等関係)

当第1四半期連結会計期間(自平成23年1月1日至平成23年3月31日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(資産除去債務関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成23年3月31日)

資産除去債務は、重要性が乏しいため、記載していません。

(賃貸等不動産関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成23年3月31日)

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

1 . 1 株当たり純資産額

当第 1 四半期連結会計期間末 (平成23年 3 月31日)	前連結会計年度末 (平成22年12月31日)
1 株当たり純資産額 223円19銭	1 株当たり純資産額 230円88銭

2 . 1 株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額

前第 1 四半期連結累計期間 (自 平成22年 1 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)	当第 1 四半期連結累計期間 (自 平成23年 1 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)
1 株当たり四半期純利益金額 755円79銭 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額 753円09銭	1 株当たり四半期純損失金額 1 円67銭 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの 1 株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。 当社は、平成22年11月15日付で株式 1 株につき100株の株式分割を行っております。 なお、当該株式分割が前期首に行われたと仮定した場合の前第 1 四半期連結累計期間における 1 株当たり情報については、以下のとおりとなります。 1 株当たり四半期純利益金額 7 円55銭 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額 7 円53銭

(注) 1 株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額及び潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第 1 四半期連結累計期間 (自 平成22年 1 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)	当第 1 四半期連結累計期間 (自 平成23年 1 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)
1 株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額		
四半期純利益又は四半期純損失 () (千円)	111,450	24,193
普通株主に帰属しない金額 (千円)		
普通株式に係る四半期純利益又は四半期純損失 () (千円)	111,450	24,193
期中平均株式数 (株)	147,460	14,418,087
潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額 (千円)		
普通株式増加数 (株)	529	
(うち新株予約権 (株))	529	
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		

(重要な後発事象)

当第1四半期連結会計期間(自平成23年1月1日至平成23年3月31日)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

当第1四半期連結会計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)

前連結会計年度の末日に比べて企業再編等による著しい変動が認められないため、記載を省略しております。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年5月7日

株式会社アウトソーシング

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 向 眞生 (印)

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山田 剛己 (印)

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社アウトソーシングの平成22年1月1日から平成22年12月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成22年1月1日から平成22年3月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成22年1月1日から平成22年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社アウトソーシング及び連結子会社の平成22年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年5月12日

株式会社アウトソーシング

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 向 眞生 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山田 剛己 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社アウトソーシングの平成23年1月1日から平成23年12月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成23年1月1日から平成23年3月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成23年1月1日から平成23年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社アウトソーシング及び連結子会社の平成23年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。